

長野市

避難行動要支援者避難支援プラン

令和5年5月

長野市

## 目 次

<b>第 1</b>	<b>基本的な考え方</b>	<b>1</b>
1	プランの趣旨	1
2	プランの位置づけ	1
3	基本的な考え方	1
4	災害による被害を小さくする「自助」「互助・共助」「公助」について	2
5	避難行動要支援者支援における「互助・共助」の重要性	2
6	避難行動要支援者支援における「公助」の組織体制	3
7	用語の定義	3
<b>第 2</b>	<b>避難行動要支援者名簿の作成等</b>	<b>4</b>
1	避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者台帳の作成	4
2	避難行動要支援者名簿の作成	4
3	名簿の記載事項	5
4	名簿の作成に関係する関係課の役割	5
5	名簿のバックアップ	6
6	名簿の更新と情報の共有	6
<b>第 3</b>	<b>避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供</b>	<b>7</b>
1	避難行動要支援者の同意確認	7
2	名簿情報の提供	7
3	避難支援等関係者	7
4	避難支援等関係者の名簿利用目的	7
5	避難支援等関係者が行う適正な管理	8
6	情報漏えいを防止するための措置	8
<b>第 4</b>	<b>災害発生時等における避難行動要支援者の避難支援活動</b>	<b>9</b>
1	避難のための情報伝達	9
2	多様な手段の活用による情報伝達	9
3	避難行動要支援者の避難支援	9
4	避難支援等関係者の安全確保	10
5	名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務の考え方	10
6	未同意者に対する支援体制	11
7	避難行動要支援者の安否確認の実施	11
8	避難所における支援方法	11
9	避難行動要支援者自身の取組の必要性	11
<b>第 5</b>	<b>個別避難計画（「わたしの避難計画」）の作成</b>	<b>13</b>
1	地域住民による支援体制の構築	13
2	避難支援等実施者の選定	13
3	調整等を行う者	13
4	支援体制の確保	14
5	避難行動要支援者の同意確認	14
6	計画の提供	14
<b>第 6</b>	<b>避難行動支援に係る互助・共助力の向上</b>	<b>15</b>
1	平時からの見守り体制の構築	15
2	ハザードマップ等の整備	15
3	地区防災計画との連携	15
<b>第 7</b>	<b>その他</b>	<b>15</b>

## 第1 基本的な考え方

### 1 プランの趣旨

災害時要援護者の方々への防災対策について、本市はこれまで「長野市災害時要援護者登録事業実施要綱」（平成20年12月4日施行）及び「長野市災害時要援護者避難支援プラン」（平成22年3月作成）を定め、関係者と共に取組んできた。

平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死亡者数のうち高齢者の死亡者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上った。他方で、消防職員・消防団員の死者・行方不明者は281名、民生委員の死者・行方不明者は56名に上るなど、多数の支援者も犠牲となった。

この震災を教訓として、国は、平成25年の災害対策基本法（以下「法」という。）の改正において、各市町村に居住する要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めること及び避難支援等を行うための基礎情報となる避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けた。また、名簿情報の取扱いについては、個人情報保護への十分な配慮は求められつつも、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者の同意を得た上で、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の関係者に対し、名簿情報を提供できることを定めた。なお、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、本人の同意を得ることなく、避難支援等の実施に必要な限度での名簿情報の提供が可能となっている。

そこで本市では、これまでの取組みや国の取組指針等を踏まえ、「長野市災害時要援護者登録事業実施要綱」及び「長野市災害時要援護者避難支援プラン」を全面的に改訂して、本市における避難行動要支援者の方々への防災対策の基本的事項を定める「長野市避難行動要支援者避難支援プラン」を策定した。

### 2 プランの位置づけ

本プランは、「長野市地域防災計画」に規定されている「要配慮者支援計画（個別避難計画）」に関する事項を重点的に具体化したものであり、その下位計画と位置づけられる。

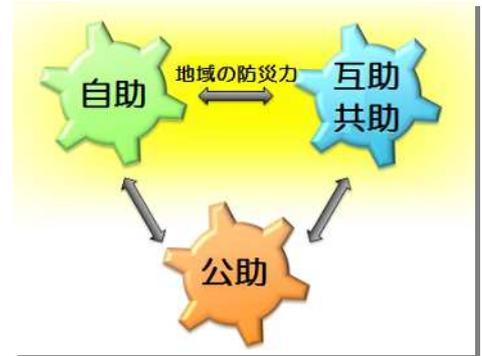
### 3 基本的な考え方

本プランは、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、本市における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、避難行動要支援者の自助、地域の互助・共助を基本とし、避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安全・安心体制を強化することを目的とする。

#### 4 災害による被害を小さくする「自助」「互助・共助」「公助」について

大地震や豪雨などの自然災害は、人間の力では防ぐことはできないが、災害による被害は、日頃の努力によって減らすことが可能である。

行政による「公助」は言うまでもないが、自らの命は自らが守る「自助」、地域や身近にいる人どうしが助け合う「互助・共助」こそが、災害による被害を小さくするための大きな力となる。ただし、身のまわりの人を助けるには、まず自分自身が無事でなければならない。「自助」があつての「互助・共助」であり、そのために、「どのように自分の命を守るか」→「どのように災害と向き合うか」→「どのように避難するか」→「どのように助け合うか」を十分に話し合うことが必要である。



災害が起きてからでは間に合わない。普段できていないことを災害時に行うことはできない。日頃から、「自分でできること」「家族でできること」「ご近所と力を合わせてできること」などについて考え、いつ起こるかかわからない災害に備えておくことが大切である。

このことから、市では地域の実情に合わせて、「自助」「互助・共助」「公助」をそれぞれ適切に組み合わせた形で避難行動要支援者支援を進め、「自助」「互助・共助」のあり方については、広報などの等を通して常日頃から住民に意識付けを行い、行政による「公助」と一体となった避難支援体制を構築していく。

#### 5 避難行動要支援者支援における「互助・共助」の重要性

災害発生時に最も重要となるのは、自らの命は自らが守る「自助」であり、このことは、避難行動要支援者及びその家族にも当てはまるものである。

しかし、避難行動要支援者は、その身体的な特性等により、「自助」が困難である場合が想定されることから、避難行動要支援者支援においては、自主防災組織や行政連絡区、近隣住民等の地域における支援活動（＝「互助・共助」）が特に重要となるものであり、この「互助・共助」の取組を促進させるためには、行政連絡区内の小地域を単位として、日頃から訪問活動や諸行事の案内などを通じた一層の地域交流を図り、緊急時には遠慮なく連絡ができるといった日常生活における関係づくりが大切である。

阪神・淡路大震災での調査によれば、火災に関して自力や家族によって救助された「自助」は66.8%、友人や隣人など「互助・共助」は30.7%、救助隊といった「公助」は1.7%だったという結果もある。これは未曾有の災害により、交通網が遮断されるなどした結果、消防などの人員のみで対応することが困難だったことによるものといわれている。東日本大震災においても、公的機関が全ての要救助者を直ちに救助することは困難だったこともあり、今後同規模の災害が発生した場合にますます重要になってくるのが、地域の特徴を最もよく知り、近所の人々の様子も把握し得る、住民自身の備えと近隣による支え合いなのである。

## 6 避難行動要支援者支援における「公助」の組織体制

平時より防災関係部局及び保健福祉関係部局を中心とした関係部局等が協力して、「避難行動要支援者連絡会議」や「避難所運営準備会議（避難所運営チーム）」を構成しておき、災害時には避難情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、避難所の担当等との連携・情報共有等が速やかに実施できる体制を整備するものとする。

市及び防災関係機関等は緊密な連携体制をとるとともに、住民と連携した組織的な活動ができる体制を確立し防災体制の強化に努めるものとする。

## 7 用語の定義

用語	定義	法
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者	第8条 第2項15
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者	第49条の10 第1項
避難行動要支援者名簿	避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿	第49条の10 第1項
避難支援等	避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置	第49条の10 第1項
避難支援等関係者	消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織、その他の避難支援等の実施に携わる関係者	第49条の14 第2項
避難支援等実施者	避難支援等関係者のうち当該個別の避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者	第49条の11 第3項
自助	地域住民自身が日頃から災害に備えること	
互助・共助	地域住民どうしや地域団体が連携すること	
公助	県や市町村等公的機関による支援のこと	

## 第2 避難行動要支援者名簿の作成等

### 1 避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者台帳の作成

災害発生時において、避難行動要支援者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、避難行動要支援者情報の把握が必要であることから、市はまず、担当部局が所管する避難行動要支援者に関する情報を、法第49条の10第3項の規定に基づき次により集約・把握する。

- (1) 普段から生活の状況等を見守ることが必要な75歳以上のひとり暮らし及び75歳以上の高齢者のみの世帯に関しては、住民基本台帳を活用し把握する。
- (2) 介護保険における要介護3以上の認定者に関しては、要介護認定情報等により把握する。
- (3) 障害者手帳交付者に関しては、障害者手帳台帳情報等により把握する。
- (4) 療育手帳の交付者に関しては、療育手帳台帳情報等により把握する。
- (5) 精神障害者保健福祉手帳の交付者に関しては、精神障害者保健福祉手帳台帳情報等により把握する。
- (6) 特定医療費（指定難病）受給者証交付者に関しては、特定医療費（特定難病）受給者名簿情報等により把握する
- (7) 特定疾患医療受給者証交付者に関しては、特定疾患医療費受給者名簿情報等により把握する
- (8) 遷延性意識障害医療受給者証の交付者に関しては、遷延性意識障害医療受給者名簿情報等により把握する。
- (9) 小児慢性特定疾病医療受給者証の交付者に関しては、小児慢性特定疾病胃腸受給者台帳情報により把握する。
- (10) 上記以外の情報に関しては、必要に応じ、民生委員の協力を得て把握する。

次に、上記で得た情報を基に、「避難行動要支援者台帳（兼調査票）用紙」を作成し、避難行動要支援者に配布する。避難行動要支援者は、次に掲げる必要事項を記載して、市に提出する。

- (1) 氏名、生年月日及び性別、住所又は居所
- (2) 電話番号
- (3) 同居親族などの緊急時の連絡先

市はこの後、避難行動要支援者から提出された台帳用紙を編綴し、避難行動要支援者台帳（以下「台帳」という。）を作成する。

### 2 避難行動要支援者名簿の作成

市は、1で作成した台帳に基づき、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成する。

なお、本市における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、災害から自らを守るために、警戒や高齢者等避難・避難指示等の災害関係情報の取得能力、避難そのものの必要性

や避難方法等についての判断能力、避難行動を取る上で必要な身体能力のいずれかが低下し、災害時の一連の行動に支援を必要とする者で、次に掲げる者とする。

- (1) 普段から生活の状況等を見守ることが必要な75歳以上のひとり暮らし高齢者及び75歳以上の高齢者のみの世帯に属する者
- (2) 介護保険における要介護3、要介護4又は要介護5の状態に該当すると認定された者
- (3) 身体障害者手帳の交付を受けた者（視覚障害及び聴覚障害以外の障害にあつては、障害等級1級又は2級に該当する者に限る。）
- (4) 療育手帳の交付を受けた者のうち判定の区分が重度である者
- (5) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち障害等級1級に該当する者
- (6) 特定医療費（指定難病）受給者証交付者のうち筋萎縮性側索硬化症、多系統萎縮症、プリオン病の患者、継続して常時生命維持管理装置を装着する必要がある者、日常生活動作が著しく制限されている者
- (7) 特定疾患医療費受給者証交付者のうち、スモン患者及び、プリオン病（ヒト由来）の患者
- (8) 遷延性意識障害医療受給者証の交付者
- (9) 長野市小児慢性特定疾病受給者証交付者のうち重症患者認定者
- (10) その他市長が認める者

### 3 名簿の記載事項

名簿の記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名、生年月日及び性別
- (2) 住所又は居所
- (3) 電話番号その他の連絡先
- (4) 避難支援等を必要とする事由
- (5) 個別避難計画 市への提出、平時の情報提供への同意について
- (6) 居住地のハザード情報

### 4 名簿の作成に関する関係課の役割

関係課の役割については次のとおりとする。

担当課	役割
福祉政策課	名簿作成の統括及び名簿データの管理、個人情報保護に関する申請、民生委員等への提供
地域包括ケア推進課	名簿作成のためのデータ処理
介護保険課	要介護認定に関するデータ処理及び提供
障害福祉課	身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳に関するデータ処理及び提供
保健所健康課	難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に関するデータ処理及び提供

地域活動支援課 各支所	名簿の保管
情報システム課	名簿作成のためのデータ処理

## 5 名簿のバックアップ

災害の規模等により行政機能が著しく低下した場合であっても、名簿を活用することが可能となるよう、市は名簿のバックアップ体制の構築に努める。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも情報を保管する。

## 6 名簿の更新と情報の共有

市は、避難行動要支援者の全員を対象に、台帳に登載された内容の再調査を定期的に行うほか、年度の当初において、名簿への新規の登録を行うための調査を実施する。

なお、名簿の内容に変更が生じた場合は、速やかに名簿を更新する。

また、市は、名簿に記載又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）について、法第49条の11第1項の規定に基づき、市長部局において共有する。

### 第3 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

#### 1 避難行動要支援者の同意確認

市は、避難行動要支援者から台帳用紙の提出を受けるとき、登載する個人情報を避難支援等関係者に提供することについて、同意の有無を確認する。

#### 2 名簿情報の提供

市は、1により同意を得たものについて、法第49条の11第2項の規定により、災害発生時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつけるため、避難行動要支援者の名簿情報を、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

#### 3 避難支援等関係者

避難支援等関係者は、次のとおりとする。

- (1) 長野市消防局及び長野市消防団
- (2) 長野県警察（長野中央警察署及び長野南警察署）
- (3) 民生委員
- (4) 長野市社会福祉協議会
- (5) 住民自治協議会
- (6) 長野市避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成に関する要綱（令和4年長野市告示第599号）第5に規定する委託事業者等
- (7) その他避難支援等の実施に携わる者として市長が適当と認めるもの

#### 4 避難支援等関係者の名簿利用目的

避難支援等関係者は、主に次の目的のために名簿を利用する。

避難支援等関係者	平常時	災害時
消防局及び消防団	実態把握、個別避難計画作成助言	情報伝達、避難誘導、避難支援
中央警察署及び南警察署	実態把握	情報伝達、避難誘導、安否確認
民生委員	実態調査、見守り、個別避難計画作成支援	情報伝達、避難支援、安否確認
長野市社会福祉協議会	実態把握、見守り	ボランティアによる支援
住民自治協議会 自主防災組織	実態把握、見守り、個別避難計画作成支援	情報伝達、避難支援、安否確認
長野市避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成に関する要綱（令和4年長野市告示第599号）第5に規定する委託事業者等	個別避難計画の作成協力	

## 5 避難支援等関係者が行う適正な管理

避難支援等関係者は、名簿について次のとおり管理を行う。

- (1) 鍵のかかる場所など、適正な管理が出来る所で保管する。
- (2) 複製しない。
- (3) 名簿の取扱者を限定する。

## 6 情報漏えいを防止するための措置

市は、名簿の提供に際し適切な情報管理を図るため、避難支援等関係者に対し、次の措置を講ずる。

- (1) 名簿の更新時には、修正前の名簿と引換えに修正後の名簿を提供する。
- (2) 名簿は、避難支援等関係者が担当する地域に限り提供する。
- (3) 自主防災組織（行政連絡区）に対しては、その地区に関係する者のみの名簿を提供する。
- (4) 法に基づき避難支援等関係者に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- (5) 鍵のかかる場所など、適正な管理が出来る所で名簿の保管を行うよう指導する。
- (6) 受け取った名簿を複製しないよう指導する。
- (7) 名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導する。
- (8) 名簿情報の取扱状況を確認する。
- (9) 名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修等を開催する。

## 第4 発災時等における避難行動要支援者の避難支援活動

### 1 避難のための情報伝達

市は、避難に関する情報として、災害が発生するおそれがある状況で、災害リスクのある区域等の避難行動要支援者を含む高齢者など、避難に時間を要する者等が避難を開始する必要があると判断した時に『高齢者等避難』を発令し、災害が発生するおそれが高い状況で、災害リスクのある区域等の居住者等が避難を開始する必要があると判断した時に『避難指示』を発令する。

さらに、災害が発生又は切迫している状況で、居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、危険な場所にいる居住者等に対し緊急安全確保を中心とした行動変容を特に促したい場合に『緊急安全確保』を発令する場合がある。

避難に関する情報は、防災行政無線、テレビ・ラジオ、消防・警察・市広報車両、ホームページ、緊急速報メールなどによるもののほか、避難支援等関係者及び行政連絡区の代表者（区長）等地域防災関係者により伝達する。

また、伝達が困難な避難行動要支援者には、避難支援等実施者に情報伝達について依頼する。

### 2 多様な手段の活用による情報伝達

避難支援等関係者から避難行動要支援者への防災情報の伝達及び確認については、避難行動要支援者の状況により配慮すべき点が異なるので注意し、緊急時の情報伝達手段について検討を行う。

また、次の事項についても確認する。

- ・本人、家族、避難支援等実施者等の連絡先
- ・訪問、電話、メール、FAX、災害伝言ダイヤル等の伝達手段
- ・特定疾患医療受給者に交付している「緊急医療手帳」、個別避難計画「わたしの避難計画」、「災害に備えるために」への必要情報の記入

### 3 避難行動要支援者の避難支援

避難支援等関係者は、避難支援にあたり次の点について留意する。

#### (1) 避難行動支援等の役割分担について

- ア 一人ひとりの避難行動要支援者について、できる限り複数の避難支援等関係者が相互に補完し合いながら避難支援に当たること。
- イ 一人の避難支援等関係者に役割が集中しないよう、避難支援等関係者となる者の年齢や特性を配慮しつつ適切な役割分担を行うこと。
- ウ 避難支援等関係者が必要以上に避難行動要支援者の個人情報に要求し、避難行動要支援者の利益を損なわれることがないようにすること。
- エ 自主防災組織（行政連絡区）単位を基本に、地域で活動する様々な組織や団体の参画を得て、地域ぐるみで避難行動要支援者の避難を支援する体制を整備すること。

オ 住民自治協議会及び自主防災組織（行政連絡区）は、民生委員や避難行動要支援者を含めた地域住民全体で話し合っ、各地域における避難支援の基本方針（ルール）を決めておくこと。

カ 支援する側にも努力の限界があることを、避難行動要支援者と共に理解し合うこと。

## (2) 避難支援方法について

ア 平常時から避難行動要支援者と避難支援等関係者が、避難支援等の具体的な支援方法について入念に打合せること。

イ 避難行動要支援者を個別に訪問し、本人と具体的な避難支援等の方法について打合せ、避難支援等関係者間で避難支援等に必要な情報を共有できるよう、名簿に記載されている情報に加え、下記の情報等を記録すること。

<具体的な支援方法例>

- ・発災時又は災害の恐れがある場合に避難支援を行う者
- ・避難支援を行うにあたり、特性に応じた適切な避難誘導方法の確認
- ・避難の際に必要な物品、必需品
- ・避難支援の方法や避難場所、避難経路
- ・本人が不在で連絡が取れない時の対応 等

## (3) 避難誘導について

災害発生直後に避難行動要支援者の避難誘導を迅速・的確に行うため、避難行動要支援者の特性ごとの避難誘導時の配慮事項について、広く周知を図らなければならない。特に、避難支援等関係者に対しては、「避難行動要支援者の避難支援の手引き」（資料参照）等を通じて周知徹底を図る。

## 4 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、第一に自らと家族の安全を確保した後、避難行動要支援者の避難支援を行う。

避難行動要支援者の支援に際しては、避難誘導等に従事する者の安全確保に留意した上で行う。

避難行動要支援者との事前の打合せでは、避難誘導等に従事する者の安全確保にも留意し、相互に確認した方法により避難行動を支援することを確認する。

## 5 名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務の考え方

法第 49 条の 13 では、名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならないとされている。

名簿情報の提供を受けた者が、災害発生時に、避難行動要支援者の避難支援等に必要な応援を得るため緊急に名簿情報を近隣住民等に知らせるような場合は、「正当な理由」に該当すると考えられるため、法における守秘義務違反には当たらないとされている。

## 6 未同意者に対する支援体制

個別避難計画「わたしの避難計画」の作成を促し、災害時にどうするか事前に検討を行っておくよう周知する。

各支所には名簿をあらかじめ備えておき、災害発生時には避難支援等関係者からの情報や、避難所で作成した避難者名簿情報などを利用し、名簿情報と照合して安否確認を行う。

また、必要に応じて、法第49条の11第3項の規定に基づき情報を提供する。

## 7 避難行動要支援者の安否確認の実施

避難支援等関係者は、保健福祉部及び地域・市民生活部が連携し、名簿に登録されている人を対象とした安否確認情報の収集体制を整備する。

安否確認は、避難支援等関係者が行うことを基本とするが、避難支援等関係者本人及び家族等の被災も考慮し、自主防災組織（行政連絡区）等の地域の組織・団体においても補完的な安否確認体制を構築する。

さらに、関係団体による安否確認も併せて行うことにより、確認漏れを防ぐことができるため、日頃から関係団体との連携を図るよう努める。

## 8 避難所における支援方法

避難所においては、長野市避難所運営マニュアル【風水害編】に基づき、避難行動要支援者を含む要配慮者への対応を行う。避難行動要支援者の避難状況に応じて、福祉スペースの設置や食事の提供等、避難行動要支援者の特性に合わせた支援を対応可能な範囲で行う。

また、本人の心身の状況や家族の状況に応じて、本人や家族の意向を踏まえて、心身の状態の悪化リスクが低い場所への移動（医療機関への入院や福祉施設への入所など）を促すとともに、一般の避難所では生活が困難など福祉避難所への移動が必要な場合は、市が福祉避難所を設置し、避難者を受け入れ、運営する。

## 9 避難行動要支援者自身の取組の必要性

災害時対応の基本は自助であるため、避難行動要支援者自身も、防災訓練に積極的に参加するとともに、平時から地域住民や避難支援等関係者と積極的に関わりを持っておくことや、非常持出品の準備等災害に備えた心構えをしておくことが大切である。

市においては、避難行動要支援者自身が平時にできることについて、次のとおり周知に努める。

### (1) 個別避難計画「わたしの避難計画」の作成

避難誘導時や避難所において援助が必要な事項について、あらかじめ個別避難計画「わたしの避難計画」に記載し作成しておくことや、その内容を避難支援等関係者と情報共有しておくようにする。特に、内部障害者や難病患者は、治療や薬剤に関する情報を適切に伝えられるよう整理

しておく。

(2) 必要な物資の備蓄

災害発生時の備えとして、あらかじめ必要な物資や予備薬品等を備蓄し、災害発生時には本人又は避難支援者がすぐに持ち出せるよう、非常持出品の準備をしておく。

(3) 防災訓練への参加、避難所等の確認

避難行動要支援者及び避難支援等実施者に対し、平時から地域の防災訓練等への参加や、自ら避難所・避難路の状況を把握する取組を促す。

(4) 避難行動要支援者相互による支援への配慮

被災状況によっては、避難行動要支援者どうしが互いの話し相手となることで、他の避難行動要支援者の大きな支えとなりうるため、日頃から老人クラブや障害児者関係団体等の主催事業に参加することを呼びかける。

(5) 「受援力」の強化

「受援力」とは「支援を受ける力」などと解されており、東日本大震災においても、必要ときに必要な支援を受けられるよう、平時から隣近所や関係者とのコミュニケーションを強化しておく大切さが再認識された。避難行動要支援者やその家族が、平時から隣近所と良好な関係を構築し、いざというときに「助けられ上手」になっておくことが望ましい。

(6) 外出時の備え

外出時には、近隣住民等による支援が受けられないことから、外出先で被災した場合に、どのように災害情報を入手するか、どのように避難支援等実施者を確保するか、家族等にどのように安否情報を伝達するか等を想定し、必要な備えを行っておくことが望ましい。

## 第5 個別避難計画（「わたしの避難計画」）の作成

### 1 地域住民による支援体制の構築

名簿の整備後、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、誰（＝避難支援者）がどのような支援を行うのかを避難行動要支援者ごとに具体的に記載したものが、個別避難計画（「わたしの避難計画」）である。

避難行動要支援者の特性は個人差も大きく、発災時にそれぞれの避難行動要支援者の状態に合わせた支援が必要となることから、避難行動要支援者本人や家族も計画づくりに積極的に参加するとともに、避難支援等実施者、避難所、避難方法等についてご近所の方や自主防災組織（行政連絡区）等と話し合い、避難行動要支援者の状態や地域の実情に応じた支援が円滑に受けられるよう、具体的な計画作成に取り組む必要がある。

地域防災関係者は、災害発生時において避難行動要支援者の安否確認、避難誘導等の支援を行うため、法及び長野市個人情報保護条例を遵守の上、避難行動要支援者情報により、避難行動要支援者本人とともに個人ごとの個別避難計画を作成するなど、災害時の支援に関する取組を行う。



### 2 避難支援等実施者の選定

実際に避難支援を行う者の選定は、行政連絡区の代表者や民生委員等の協力を得て、避難行動要支援者本人の意向を確認しながら行う。

また、災害時の緊急性を考慮すると、避難支援等実施者は避難行動要支援者の近隣に居住している者から選ばれることが望ましく、災害の発生が昼と夜とでは対応する者も違うということも考えられるので、複数の避難支援等実施者を選定することが望ましい。

なお、災害時等は避難支援等実施者自身やその家族の安全を前提とし、避難支援に対して法的な責任や義務を負うものではない。

### 3 調整等を行う者

近隣に居住している者等による支援が受けられない避難行動要支援者については、市、消防、警察、消防団等の救援機関、介護保険制度関係者、障害者団体又は福祉関係者等と連携しながら、避難支援等実施者を選定する。

この場合において、調整等を行う者は地域の防災体制を考慮し、次の中で最も適任である者とする。なお、調整とは、地区住民自治協議会関係部会、地区民生・児童委員協議会又は地区孤立防止・見守りネットワーク会議等の組織に現状を伝え、相談することをいう。

- (1) 住民自治協議会
- (2) 自主防災組織（行政連絡区）
- (3) 民生委員

#### 4 支援体制の確保

保健福祉部は、平時から民生委員、自主防災組織（行政連絡区）、消防団等と連携を図り、災害発生時に地域やそれぞれの地区が具体的にどのような支援を行うかなど、互いに情報共有しながら適切な支援体制となるよう助言し、援助する。

#### 5 避難行動要支援者の同意確認

市は避難行動要支援者から計画の提出を受けるとき、登載する個人情報避難支援等関係者に提供することについて同意の有無を確認する。

#### 6 計画の提供

市は、5により同意を得たものについて、法第49条の15第2項の規定により、災害発生時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつけるため、避難行動要支援者の個別避難計画情報を、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

## 第6 避難行動支援に係る互助・共助力の向上

### 1 平時からの見守り体制の構築

災害時はもちろん、平時から要配慮者の様子を見守ることは大切であり、継続的に実施するには、各事業者の協力を得ることも重要である。

民生委員、自主防災組織（行政連絡区）といった普段からコミュニティに関わっている方や、介護保険サービスなどの医療・福祉関係者に加えて、新聞・飲食料等の配達事業者、電気・ガス等の検針員などの事業者にも協力いただくことで、何か変化に気づいた場合に、所定の窓口はその情報を伝達してもらうなどの協力を得ることは、平時からの見守り体制の構築という観点からは大変重要である。このことから、地域住民や事業者の皆さんと連携し、高齢者世帯などの地域見守り体制の整備を目指す「孤立防止・見守りネットワーク事業」を積極的に活用していく。

### 2 ハザードマップ等の整備

市は、土砂災害ハザードマップ及び洪水ハザードマップ等を整備し、関係住民への配布やホームページでの公開等により災害危険箇所・避難所などの防災情報の周知に努めるとともに、地区自主防災組織（行政連絡区）等による避難行動要支援者を含めた防災訓練の実施を促進し、地域防災に関する意識の向上を図る。

### 3 地区防災計画との連携

市は地区内に個別避難計画が作成されている者がいる場合、地区住民等が作成する地区防災計画の素案作成に当たり、個別避難計画において記載等された避難支援等の内容を前提として、高齢者や避難行動要支援者を含む地区住民等を対象に避難その他の防災の取組が計画されるよう助言、援助する。

## 第7 その他

本プランは、必要に応じ修正を行うものとする。

長野市避難行動要支援者避難支援プラン

令和5年5月

編集・発行：総務部危機管理防災課

保健福祉部福祉政策課

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

TEL:026-224-5006 FAX:026-224-5109

Eメール:kikibousai@city.nagano.lg.jp